

総務委員会議案説明資料

令和7年2月26日

件 名	頁
1 第 9 号 議 案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の 整理に関する条例	3
2 第 1 2 号 議 案 足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部を改正する条例	10
3 第 1 3 号 議 案 足立区職員の退職手当に関する条例の 一部を改正する条例	14
4 第 3 9 号 議 案 足立区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の 一部を改正する条例	21
5 第 4 0 号 議 案 足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の 一部を改正する条例	28
6 第 4 1 号 議 案 足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	32
7 第 4 2 号 議 案 東渕江小学校改築電気設備工事請負契約	37
8 第 4 3 号 議 案 東渕江小学校改築給排水衛生設備工事請負契約	39
9 第 4 4 号 議 案 東渕江小学校改築空調設備工事請負契約	40
10 第 4 5 号 議 案 六月中学校全体保全計画にかかる内装改修 その他工事（二期）請負契約	41
11 第 4 6 号 議 案 (仮称) 第三上沼田保育園新築工事請負契約	43

1 2 第 4 7 号議案	指導書の購入について・・・・・・・・・・・・・・・・	4 5
1 3 第 4 8 号議案	熱中症対策用テント一式の購入について・・・・・・・・	4 8
1 4 第 4 9 号議案	災害用備蓄包括管理事業について・・・・・・・・	4 9

(総務部)

第9号議案説明資料

令和7年2月26日

件 名	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
所管部課名	総務部 人事課
内 容	<p>1 概要</p> <p>刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「改正刑法」という。）が令和7年6月1日から施行されることに伴い、関係条例の規定の整備やその他の罰則等に関する経過措置について規定する必要があるので条例を制定する。</p> <p>【拘禁刑創設の目的・背景】</p> <p>拘禁刑の創設は、各受刑者の特性に応じ、その改善更生及び再犯防止を図るために、より柔軟な処遇の実施（出所後の就労定着や高齢層の認知機能向上のための作業、若年層の学力向上のための教科指導、薬物依存の受刑者に向けた改善指導等）を可能とすることを目的としている。</p> <p>また、現行法上の刑罰には、刑務作業が義務付けられる「懲役」と義務付けられない「禁錮」があるが、禁錮刑の判決が下された受刑者の約8割が自ら志願して刑務作業を行っており、懲役と禁錮を区別する必要性が乏しいという背景があった。</p> <p>2 制定内容（詳細は、【別紙1】条例案及び【別紙2～5】この条例により改正される条例に係る新旧対照表のとおり）</p> <p>(1) 次の各条例について、「禁この刑」又は「懲役」とあるのを「拘禁刑」に改める。</p> <p>ア 「足立区職員の分限に関する条例」 イ 「足立区プールの衛生管理に関する条例」 ウ 「足立区情報公開・個人情報保護等審査会条例」 エ 「足立区における公共サービス改革の推進に関する条例」</p> <p>(2) 罰則の適用等に関する経過措置として次のとおり、規定する。</p> <p>ア この条例の施行前にした行為の処罰については、改正前の規定によるものとする。</p> <p>イ この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例による等とされる罰則を適用する場合において、懲役、禁錮等、改正刑法の施行前の罰則が含まれるときは、改正刑法の施行後の拘禁刑とする。</p> <p>(3) 人の資格に関する経過措置として、他の条例の規定によりなお従前の例による等とされる人の資格に関する法令の規定の適用について、有期拘禁刑に処せられた者は有期禁錮に処せられた者とみなす等する。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>令和7年6月1日</p>

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

第 1 編 関係条例の一部改正

(足立区職員の分限に関する条例の一部改正)

第 1 条 足立区職員の分限に関する条例（昭和 49 年足立区条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「禁この刑」を「拘禁刑」に改める。

(足立区プールの衛生管理に関する条例等の一部改正)

第 2 条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(1) 足立区プールの衛生管理に関する条例（昭和 50 年足立区条例第 7 号）第 9 条

(2) 足立区情報公開・個人情報保護等審査会条例（平成 5 年足立区条例第 58 号）第 11 条

(3) 足立区における公共サービス改革の推進に関する条例（平成 18 年足立区条例第 58 号）第 24 条

第 2 編 経過措置

第 1 章 通則

(罰則の適用等に関する経過措置)

第 3 条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号。以下「刑法等一部改正法」という。）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号。以下この項において「旧刑法」という。）第 12 条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法

第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第4条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第2章 その他

（経過措置の規則への委任）

第5条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行に伴い、必要な経過措置は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

足立区職員の分限に関する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区職員の分限に関する条例 昭和49年12月20日条例第37号</p> <p>第1条～第7条 省略 (失職の例外)</p> <p>第8条 任命権者は、<u>禁この刑</u>に処せられた職員のうち、その刑に係る罰が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により、当該職員がその職を失わないものとすることができます。</p> <p>2 前項の規定により、その職を失わなかつた職員が刑の執行猶予を取消されたときはその職を失う。</p> <p>第9条 省略</p>	<p>○足立区職員の分限に関する条例 昭和49年12月20日条例第37号</p> <p>第1条～第7条 省略 (失職の例外)</p> <p>第8条 任命権者は、<u>拘禁刑</u>に処せられた職員のうち、その刑に係る罰が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により、当該職員がその職を失わないものとすることができます。</p> <p>2 前項の規定により、その職を失わなかつた職員が刑の執行猶予を取消されたときはその職を失う。</p> <p>第9条 省略</p>

足立区プールの衛生管理に関する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
○足立区プールの衛生管理に関する条例 昭和50年3月31日条例第7号 第1条から第8条まで (省略) (罰則) 第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。 (1)及び(2) (省略) 第10条から第12条まで (省略)	○足立区プールの衛生管理に関する条例 昭和50年3月31日条例第7号 第1条から第8条まで (現行のとおり) (罰則) 第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処する。 (1)及び(2) (現行のとおり) 第10条から第12条まで (現行のとおり)

足立区情報公開・個人情報保護等審査会条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区情報公開・個人情報保護等審査会条例</p> <p>第1条～第10条 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第11条 第9条の規定に違反して知り得た秘密を漏らし、又は個人情報をみだりに他人に知らせ、若しくは不当な目的に使用した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>○足立区情報公開・個人情報保護等審査会条例</p> <p>第1条～第10条 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第11条 第9条の規定に違反して知り得た秘密を漏らし、又は個人情報をみだりに他人に知らせ、若しくは不当な目的に使用した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

足立区における公共サービス改革の推進に関する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正案
<p>○足立区における公共サービス改革の推進に関する条例 平成18年9月29日条例第58号</p> <p>第1条～第23条 省略</p> <p>第8章 罰則</p> <p>第24条 第18条の規定に違反して、第17条の公共サービスの実施に関する知識を得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第25条～第26条 省略</p>	<p>○足立区における公共サービス改革の推進に関する条例 平成18年9月29日条例第58号</p> <p>第1条～第23条 現行のとおり</p> <p>第8章 罰則</p> <p>第24条 第18条の規定に違反して、第17条の公共サービスの実施に関する知識を得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第25条～第26条 現行のとおり</p>

第12号議案説明資料

令和7年2月26日

件名	足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例																		
所管部課名	総務部 総務課																		
	令和6年12月19日に開催された足立区特別職議員報酬等審議会の答申に基づき、足立区議会議員の議員報酬及び期末手当を改定する。																		
1 議員報酬の改定（第2条第1項関係）																			
(1) 改定結果 議員の議員報酬を月額4,000円引き上げる。																			
(2) 適用時期 令和6年4月から適用する。 なお、令和6年4月から令和7年2月までの報酬は、改定前の金額で支給済みのため、3月報酬支給時に差額分を支給する。																			
(3) 改定額の算出方法 答申に基づき、部長職の最高号給の改定率（0.8%）を適用し、その額の1,000円未満の端数を切捨てて算出（第2条別表による）。																			
【計算式】 61万6,000円（現行の議員の報酬月額）×0.8% = 4,928円 4,928円の1,000円未満の端数928円を切捨てて、4,000円																			
(4) 報酬額一覧 ※ 議長以下は、改定後の議員の議員報酬月額に各種係数を乗じて算出																			
<table border="1"><thead><tr><th></th><th>現行</th><th>令和6年4月から</th></tr></thead><tbody><tr><td>議員</td><td>61万6,000円</td><td>62万0,000円</td></tr><tr><td>議長</td><td>94万4,000円</td><td>95万1,000円</td></tr><tr><td>副議長</td><td>80万9,000円</td><td>81万4,000円</td></tr><tr><td>委員長</td><td>67万7,000円</td><td>68万2,000円</td></tr><tr><td>副委員長</td><td>64万6,000円</td><td>65万1,000円</td></tr></tbody></table>			現行	令和6年4月から	議員	61万6,000円	62万0,000円	議長	94万4,000円	95万1,000円	副議長	80万9,000円	81万4,000円	委員長	67万7,000円	68万2,000円	副委員長	64万6,000円	65万1,000円
	現行	令和6年4月から																	
議員	61万6,000円	62万0,000円																	
議長	94万4,000円	95万1,000円																	
副議長	80万9,000円	81万4,000円																	
委員長	67万7,000円	68万2,000円																	
副委員長	64万6,000円	65万1,000円																	
2 期末手当の改定（第8条第2項関係）																			
(1) 改定結果 支給月数を0.2月引き上げる（3.8月→4.0月）。 ※ 6月・12月支給分を各0.1月引き上げ（1.9月→2.0月）																			
(2) 適用時期 令和6年4月から適用する。 なお、6月・12月いずれの期末手当も改定前の金額で支給済みのため、3月報酬支給時に差額分を支給する。																			

3 施行年月日

令和6年4月1日に遡及して適用する。

4 新旧対照表

別紙のとおり

足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後																
○足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和31年10月9日条例第12号	○足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和31年10月9日条例第12号																
第1条～第7条まで 省略 (期末手当)	第1条～第7条まで 現行のとおり (期末手当)																
第8条 省略	第8条 現行のとおり																
2 期末手当の額は、それぞれ基準日（前項後段に規定する場合にあっては、離職又は死亡の日）現在におけるその者の議員報酬月額と当該議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額との合計額に、 <u>100分の190</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、それぞれ基準日（前項後段に規定する場合にあっては、離職又は死亡の日）現在におけるその者の議員報酬月額と当該議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額との合計額に、 <u>100分の200</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>在職期間</th><th>割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td><td>100分の100</td></tr> <tr> <td>3月以上6月末満</td><td>100分の60</td></tr> <tr> <td>3月末満</td><td>100分の30</td></tr> </tbody> </table>	在職期間	割合	6月	100分の100	3月以上6月末満	100分の60	3月末満	100分の30	<table border="1"> <thead> <tr> <th>在職期間</th><th>割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td><td>100分の100</td></tr> <tr> <td>3月以上6月末満</td><td>100分の60</td></tr> <tr> <td>3月末満</td><td>100分の30</td></tr> </tbody> </table>	在職期間	割合	6月	100分の100	3月以上6月末満	100分の60	3月末満	100分の30
在職期間	割合																
6月	100分の100																
3月以上6月末満	100分の60																
3月末満	100分の30																
在職期間	割合																
6月	100分の100																
3月以上6月末満	100分の60																
3月末満	100分の30																
3～4 省略	<p>3～4 現行のとおり</p> <p><u>付 則</u> (施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。 (議員報酬及び期末手当の内払)</p> <p>2 改正後の足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づいて支給された議員報酬及び期末手当は、改正後の条例の規定による内払とみなす。 (期末手当の支給日の特例)</p> <p>3 令和6年度に限り、改正後の条例の規定により算出した期末手当の額の</p>																

改正前	改正後																												
<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>議員報酬月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議員</td> <td>61万6,000円</td> </tr> <tr> <td>議長</td> <td>議員の議員報酬月額に1.534を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>議員の議員報酬月額に1.314を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>委員長</td> <td>議員の議員報酬月額に1.1を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>副委員長</td> <td>議員の議員報酬月額に1.05を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>議員報酬月額に1,000円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	職名	議員報酬月額	議員	61万6,000円	議長	議員の議員報酬月額に1.534を乗じて得た額	副議長	議員の議員報酬月額に1.314を乗じて得た額	委員長	議員の議員報酬月額に1.1を乗じて得た額	副委員長	議員の議員報酬月額に1.05を乗じて得た額	備考	議員報酬月額に1,000円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。	<p>うち、改正前の条例の規定により算出したその額を超える部分については、 第8条第4項の規定にかかわらず、令和7年3月に支給すべき議員報酬の 支給期日に支給することができる。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>議員報酬月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議員</td> <td>62万円</td> </tr> <tr> <td>議長</td> <td>議員の議員報酬月額に1.534を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>議員の議員報酬月額に1.314を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>委員長</td> <td>議員の議員報酬月額に1.1を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>副委員長</td> <td>議員の議員報酬月額に1.05を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>議員報酬月額に1,000円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	職名	議員報酬月額	議員	62万円	議長	議員の議員報酬月額に1.534を乗じて得た額	副議長	議員の議員報酬月額に1.314を乗じて得た額	委員長	議員の議員報酬月額に1.1を乗じて得た額	副委員長	議員の議員報酬月額に1.05を乗じて得た額	備考	議員報酬月額に1,000円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
職名	議員報酬月額																												
議員	61万6,000円																												
議長	議員の議員報酬月額に1.534を乗じて得た額																												
副議長	議員の議員報酬月額に1.314を乗じて得た額																												
委員長	議員の議員報酬月額に1.1を乗じて得た額																												
副委員長	議員の議員報酬月額に1.05を乗じて得た額																												
備考	議員報酬月額に1,000円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。																												
職名	議員報酬月額																												
議員	62万円																												
議長	議員の議員報酬月額に1.534を乗じて得た額																												
副議長	議員の議員報酬月額に1.314を乗じて得た額																												
委員長	議員の議員報酬月額に1.1を乗じて得た額																												
副委員長	議員の議員報酬月額に1.05を乗じて得た額																												
備考	議員報酬月額に1,000円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。																												

第13号議案説明資料

令和7年2月26日

件名	足立区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	総務部 人事課
内容	<p>1 概要</p> <p>雇用保険法等の一部を改正する法律（令和6年法律第26号）及び刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行に伴い、条例の一部を改正する。</p> <p>2 改正内容（詳細は別紙「新旧対照表」のとおり）</p> <p>（1）雇用保険法等の一部を改正する法律の成立に伴う改正</p> <p>ア 失業者の退職手当について、「就業手当」を廃止する。</p> <p>イ この条例の施行の日前に職業に就いた退職職員に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、改正前の規定によるものとする。</p> <p>※ 失業者の退職手当の一種である就業促進手当内の1つである就業手当は、アルバイトなどの1年を超える雇用見込みがない短期的な職に就いた場合に支給される手当であり、足立区では過去10年間支給実績はない。</p> <p>（2）刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正</p> <p>ア 「禁錮以上の刑」を「拘禁刑以上の刑」に改める。</p> <p>イ この条例の施行の日前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者について、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなすものとする。</p> <p>【拘禁刑創設の目的・背景】</p> <p>拘禁刑の創設は、各受刑者の特性に応じ、その改善更生及び再犯防止を図るために、より柔軟な処遇の実施（出所後の就労定着や高齢層の認知機能向上のための作業、若年層の学力向上のための教科指導、薬物依存の受刑者に向けた改善指導等）を可能とすることを目的としている。</p> <p>また、現行法上の刑罰には、刑務作業が義務付けられる「懲役」と義務付けられない「禁錮」があるが、禁錮刑の判決が下された受刑者の約8割が自ら志願して刑務作業を行っており、懲役と禁錮を区別する必要性が乏しいという背景があった。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>2の（1）は令和7年4月1日、（2）は令和7年6月1日</p>

改正前	改正後
○足立区職員の退職手当に関する条例 昭和50年3月31日条例第15号	○足立区職員の退職手当に関する条例 昭和50年3月31日条例第15号
第1条～第15条 省略 (失業者の退職手当)	第1条～第15条 現行のとおり (失業者の退職手当)
第16条 省略	第16条 現行のとおり
2～7 省略	2～7 現行のとおり
8 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1)～(3) 省略 (4) _____職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 (5)～(6) 省略 9～11 省略 12 第8項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第8項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。 (1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数 (2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数	8 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1)～(3) 現行のとおり (4) <u>安定した</u> 職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 (5)～(6) 現行のとおり 9～11 現行のとおり 12 第8項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第8項の規定の適用については、 <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。</u> <u>(削除)</u>

改正前	改正後
<p><u>手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</u></p> <p>13~14 省略</p> <p>第17条~第21条 省略 (退職手当の支払の差止め)</p> <p>第22条 退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職した者に対し、当該退職に係る一般的な退職手当等の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職したとき。</p> <p>(2) 省略</p> <p>2~4 省略</p> <p>5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合</p> <p>(3) 省略</p>	<p>13~14 現行のとおり</p> <p>第17条~第21条 現行のとおり (退職手当の支払の差止め)</p> <p>第22条 退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職した者に対し、当該退職に係る一般的な退職手当等の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職したとき。</p> <p>(2) 現行のとおり</p> <p>2~4 現行のとおり</p> <p>5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 現行のとおり</p> <p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合</p> <p>(3) 現行のとおり</p>

改正前	改正後
<p>6～10 省略</p> <p>(退職後<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p>	<p>6～10 現行のとおり</p> <p>(退職後<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p>
<p>第23条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第21条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p>	<p>第23条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第21条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p>
<p>(1) 当該退職をした者が刑事案件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事案件に限る。）に関し当該退職後に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。</p>	<p>(1) 当該退職をした者が刑事案件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事案件に限る。）に関し当該退職後に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。</p>
<p>(2)～(3) 省略</p>	<p>(2)～(3) 現行のとおり</p>
<p>2～6 省略</p> <p>(退職をした者の退職手当の返納)</p>	<p>2～6 現行のとおり</p> <p>(退職をした者の退職手当の返納)</p>
<p>第24条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第21条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第16条第3項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第26条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第26条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p>	<p>第24条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第21条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第16条第3項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第26条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第26条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p>
<p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事案件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。</p>	<p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事案件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。</p>

改正前	改正後
(2)～(3) 省略 2～6 省略 第25条 省略 (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第26条 (1～3 省略) 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第24条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。	(2)～(3) 現行のとおり 2～6 現行のとおり 第25条 現行のとおり (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第26条 (1～3 現行のとおり) 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた後において第24条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
5～8 省略 第27条～第29条 省略 付 則 1～17 省略 (第16条第7項の規定の適用に関する特例) 18 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第16条第7項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは	5～8 現行のとおり 第27条～第29条 現行のとおり 付 則 1～17 現行のとおり (第16条第7項の規定の適用に関する特例) 18 令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第16条第7項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは

改正前	改正後
<p>「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適當であると認めたもの</p> <p>ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、区長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適當であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」</p> <p>とする。</p>	<p>「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適當であると認めたもの</p> <p>ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、区長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適當であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」</p> <p>とする。</p>

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、第22条から第24条まで及び第26条の改正規定は、同年6月1日から施行する。
- （経過措置）
2 この条例による改正後の足立区職員の退職手当に関する条例第16条第8項第4号（同条第9項において準用する場合を含む。）及び同条第12項の規定は、退職職員（退職した足立区職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）であつて施行日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 付則第1項ただし書に規定する規定の施行の日前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、この条例による改正後の足立区職員の退職手当に関する条例第22条第1項及び第5

改正前	改正後
	<p><u>項、第 23 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）並びに第 26 条第 3 項及び第 4 項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。</u></p>
	<p>4 前 2 項に定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。</p>

第39号議案説明資料

令和7年2月26日

件名	足立区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例																				
所管部課名	総務部 人事課																				
内 容	<p>1 概要 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第1項に基づく任期付職員（以下「特定任期付職員」という）の導入に伴い、足立区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する。</p> <p>2 改正内容（詳細は別紙「新旧対照表」のとおり） これまでの一般任期付職員（任期付第3条第2項）よりも高度な専門的な知識等を有する人材を採用できる「特定任期付職員」の採用制度を新たに導入するための規定整備を行う。</p> <p>【特定任期付職員の活用が想定される場合】 一般任期付職員は、主に一定の期間があれば職員が専門的な知識経験を取得することが可能な場合での活用が想定されているのに対し、特定任期付職員は、公務部内で得られにくい高度の専門的知識経験を必要とする場合の活用が想定されています。 また、より高度な専門人材を確保できるよう一般任期付職員より高い給与水準（※）を設定することが可能です。</p> <p>特定任期付職員採用制度の概略</p> <table border="1"><thead><tr><th></th><th>内 容</th></tr></thead><tbody><tr><td>採用することができる場合</td><td>高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合</td></tr><tr><td>任期</td><td>5年を超えない範囲内で任命権者が定める。</td></tr><tr><td>職制上の段階</td><td>課長以上の職とする。</td></tr><tr><td>採用の方法</td><td>任命権者の選考（人事委員会の承認）による。</td></tr><tr><td>採用資格基準</td><td>特定任期付職員が担う職務に応じ、各区において、採用の都度設定することとする。</td></tr><tr><td>選考の方法</td><td>書類審査、面接その他任命権者が必要と認めるもの</td></tr><tr><td>給料決定</td><td>原則として、号給別基準職務表に従い、特定任期付職員給料表（※）に掲げる号給のいずれかに格付ける。</td></tr><tr><td>昇格・昇給</td><td>実施しない。</td></tr><tr><td>諸手当</td><td>支給する。ただし、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び義務教育等教員特別手当は支給しない。</td></tr></tbody></table>		内 容	採用することができる場合	高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合	任期	5年を超えない範囲内で任命権者が定める。	職制上の段階	課長以上の職とする。	採用の方法	任命権者の選考（人事委員会の承認）による。	採用資格基準	特定任期付職員が担う職務に応じ、各区において、採用の都度設定することとする。	選考の方法	書類審査、面接その他任命権者が必要と認めるもの	給料決定	原則として、号給別基準職務表に従い、特定任期付職員給料表（※）に掲げる号給のいずれかに格付ける。	昇格・昇給	実施しない。	諸手当	支給する。ただし、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び義務教育等教員特別手当は支給しない。
	内 容																				
採用することができる場合	高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合																				
任期	5年を超えない範囲内で任命権者が定める。																				
職制上の段階	課長以上の職とする。																				
採用の方法	任命権者の選考（人事委員会の承認）による。																				
採用資格基準	特定任期付職員が担う職務に応じ、各区において、採用の都度設定することとする。																				
選考の方法	書類審査、面接その他任命権者が必要と認めるもの																				
給料決定	原則として、号給別基準職務表に従い、特定任期付職員給料表（※）に掲げる号給のいずれかに格付ける。																				
昇格・昇給	実施しない。																				
諸手当	支給する。ただし、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び義務教育等教員特別手当は支給しない。																				

＜参考＞

1 他自治体の採用例

- (1) IT関係 (ICT分野の高度な専門的知識、経験を有するなど)
- (2) 法務・訴訟関係 (弁護士としての実務経験を有するなど)
- (3) 危機管理関係 (自衛隊での職務経験、災害時等での現場対応の知識経験を有するなど)

2 一般任期付職員と特定任期付職員の比較

	一般任期付職員	特定任期付職員
根拠法令	任期付法第3条第2項	任期付法第3条第1項
採用することができる場合	専門的知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要する場合や専門的な知識経験を活用することが一定期間に限られる場合など	高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を一定の期間活用することが特に必要とされる場合
任期	5年を超えない範囲内	
採用の方法	任命権者の選考 (人事委員会の承認) による	
職務上の段階	管理職層、一般職層	管理職層
給与制度	通常職員と同様の給与制度が適用される。	通常職員とは別の給料表(※)が適用され、一般任期付職員より高い給与水準を設定することが可能。

※特定任期付職員給料表

号給	給料月額
1	円 392,000
2	433,000
3	483,000
4	544,000
5	614,000
6	697,000
7	789,000

3 施行年月日

令和7年4月1日

足立区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
足立区の一般職の任期付職員の <u>採用</u> に関する条例	足立区の一般職の任期付職員の採用 <u>及び給与の特例</u> に関する条例
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。） <u>第3条第2項</u> 、 <u>第4条</u> 、 <u>第6条第2項</u> 並びに <u>第7条第1項</u> 及び <u>第2項</u> _____の規定に基づき、	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。） <u>第3条第1項及び第2項</u> 、 <u>第4条</u> 、 <u>第6条第2項</u> 並びに <u>第7条第1項</u> 及び <u>第2項</u> <u>並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項</u> の規定に基づき、
職員の任期を定めた採用 _____ に関し必要な事項を定めるものとする。	職員の任期を定めた採用 <u>及び任期を定めて採用された職員の給与の特例</u> に関し必要な事項を定めるものとする。
(職員の任期を定めた採用) 第2条 任命権者は _____、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するため必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。	(職員の任期を定めた採用) 第2条 任命権者は、 <u>高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者</u> をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、 <u>職員を選考により任期を定めて採用することができる</u> 。
(1) ~ <u>(4)</u> (略) 第2条の2及び3 省略	2 任命権者は、 <u>前項の規定によるほか</u> 、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するため必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。 (1) ~ <u>(4)</u> (略) 第2条の2及び3 省略
(任期の更新) 第3条 任命権者は、 <u>第2条又は第2条の2</u> の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付職員」という。）の任期を更新する場合には、当該任期付職員の同意を得なければならない。	(任期の更新) 第3条 任命権者は、 <u>第2条各項又は第2条の2各項</u> の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付職員」という。）の任期を更新する場合には、当該任期付職員の同意を得なければならない。 (給与に関する特例)

改正前	改正後
<p>(新設)</p>	<p><u>第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、別表第1の特定任期付職員給料表を適用する。</u></p> <p>2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて別表第2の号給別基準職務表に従い、前項の給料表に掲げる号給のいずれかに格付けし、同表により給料を支給しなければならない。</p> <p>3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、特別区人事委員会の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる7号給の給料月額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額(一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の指定職俸給表8号俸の額未満の額に限る。)又は同表8号俸の額に相当する額とすることができる。</p> <p>4 第2項の規定による号給の格付け及び前項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(特定任期付職員に対する足立区職員の給与に関する条例の規定の適用)</u></p> <p><u>第5条 特定任期付職員に対する足立区職員の給与に関する条例(昭和50年足立区条例第13号。以下「給与条例」という。)第4条、第24条の2第1項及び第2項、第27条、第29条第2項、第30条第2項並びに第31条第1項の規定の適用については、同条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び足立区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成22年足立区条例第1号。以下「任期付職員採用条例」という。)第4条の規定」と、同条例第24条の2第1項及び第2項中「第10条第1項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」と、同条例第27条中「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第4条に規定する」と、同条例</u></p>

改正前	改正後
<p>(足立区職員の給与に関する条例の適用除外)</p> <p><u>第4条 足立区職員の給与に関する条例（昭和50年足立区条例第13号）</u> 第6条第2項の規定は、第2条の2の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。</p> <p>(特別区人事委員会規則への委任)</p> <p><u>第5条 第2条及び第2条の2の規定により任期を定めて職員を採用する場合における公正の確保の基準並びに採用、退職、任期の更新等に関する手続並びに任期付職員の職務の級及び号給の特例に関し必要な事項は、特別区人事委員会規則で定める。</u></p>	<p><u>第29条第2項ただし書中「第10条第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の107・5」とあるのは「特定任期付職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の100」と、同</u></p> <p><u>条例第30条第2項中「第10条第1項の規定に基づき指定する職員にあつては100分の135」とあるのは「特定任期付職員にあつては100分の92・5」と、同条例第31条第1項中「第10条第1項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」とする。</u></p> <p>(給与条例の適用除外)</p> <p><u>第6条 紙給与条例第5条、第6条、第9条から第13条まで及び第15条の規定は、特定任期付職員には適用しない。</u></p> <p>2 <u>給与条例</u> 第6条第2項の規定は、第2条の2の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。</p> <p>(特別区人事委員会規則への委任)</p> <p><u>第7条 第2条各項又は第2条の2の規定により任期を定めて職員を採用する場合における公正の確保の基準並びに採用、退職、任期の更新等に関する手続並びに第2条第2項又は第2条の2の規定により任期を定めて採用された職員の職務の級及び号給の特例に関し必要な事項は、特別区人事委員会規則で定める。</u></p> <p>付 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p> <p>(準備行為)</p> <p>2 <u>第2条第1項の規定による職員の採用に関し必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。</u></p>

改正前	改正後																
	<p><u>別表第1（第4条関係）</u></p> <p><u>特定任期付職員給料表</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>392,000</td></tr> <tr> <td>2</td><td>433,000</td></tr> <tr> <td>3</td><td>483,000</td></tr> <tr> <td>4</td><td>544,000</td></tr> <tr> <td>5</td><td>614,000</td></tr> <tr> <td>6</td><td>697,000</td></tr> <tr> <td>7</td><td>789,000</td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	392,000	2	433,000	3	483,000	4	544,000	5	614,000	6	697,000	7	789,000
号給	給料月額																
1	392,000																
2	433,000																
3	483,000																
4	544,000																
5	614,000																
6	697,000																
7	789,000																
	<p><u>別表第2（第4条関係）</u></p> <p><u>号給別基準職務表</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>基準となる職務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>高度の専門的な知識経験を有する者 がその知識経験を活用して従事する 職務</td></tr> <tr> <td>2</td><td>高度の専門的な知識経験を有する者 がその知識経験を活用して従事する 困難な職務</td></tr> <tr> <td>3</td><td>高度の専門的な知識経験を有する者 がその知識経験を活用して従事する 特に困難な職務</td></tr> <tr> <td>4</td><td>特に高度の専門的な知識経験を有する 者がその知識経験を活用して従事</td></tr> </tbody> </table>	号給	基準となる職務	1	高度の専門的な知識経験を有する者 がその知識経験を活用して従事する 職務	2	高度の専門的な知識経験を有する者 がその知識経験を活用して従事する 困難な職務	3	高度の専門的な知識経験を有する者 がその知識経験を活用して従事する 特に困難な職務	4	特に高度の専門的な知識経験を有する 者がその知識経験を活用して従事						
号給	基準となる職務																
1	高度の専門的な知識経験を有する者 がその知識経験を活用して従事する 職務																
2	高度の専門的な知識経験を有する者 がその知識経験を活用して従事する 困難な職務																
3	高度の専門的な知識経験を有する者 がその知識経験を活用して従事する 特に困難な職務																
4	特に高度の専門的な知識経験を有する 者がその知識経験を活用して従事																

改正前	改正後		
		する特に困難な職務	
	5	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難で重要な職務	
	6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で重要な職務	
	7	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で特に重要な職務	

第40号議案説明資料

令和7年2月26日

件 名	足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	総務部 人事課
内 容	<p>1 概要</p> <p>令和6年8月に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」において、公務員の「仕事と生活の両立支援の拡充」に係る項目が明らかにされるとともに、対応する民間労働法制の施行から遅れることなく実施することとされた。</p> <p>令和7年4月1日に施行される項目に対応するため、所定の改正を行うものである。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大</p> <p>職員から請求があった場合、職務に支障がある場合を除き超過勤務の免除対象とする職員の子の範囲を、「3歳に満たない子」から「小学校就学始期に達するまでの子」に拡大する。</p> <p>(2) 子の看護のための休暇の見直し</p> <p>「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」とし、取得事由例として「子の行事参加（入園・卒園式、入学式その他これに準ずる式典）」や「感染症に伴う学級閉鎖・出勤停止等（保育所等その他の施設等におけるこれらに類するものを含む）」の場合を加える。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>子の看護のための休暇：小学校6年生までの子を療育する職員が、子の負傷又は疾病等により看護を行う場合に勤務しないことが相当であると認められる場合の特別休暇。承認日数は一の年（暦年）において、子が1人であれば5日、2人以上であれば10日以内。</p></div> <p>(3) 仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備</p> <p>ア 職員が家族の介護に直面した旨申し出た場合、仕事と介護の両立支援制度等の個別周知・意向確認の措置実施を行うことを定める。</p> <p>イ 職員への仕事と介護の両立支援制度等に関する早期の情報提供を行うことを定める。</p> <p>ウ 仕事と介護の両立支援に係る研修の実施、相談窓口の設置等を行うことを定める。</p> <p>3 新旧対照表</p> <p>別紙のとおり</p> <p>4 施行年月日</p> <p>令和7年4月1日</p>

足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 平成10年3月31日条例第2号</p> <p>第1条～第9条の2 省略 (<u>3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限</u>)</p> <p>第9条の3 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「<u>3歳に満たない子</u>のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、<u>3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限</u>に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。 (<u>小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限</u>)</p> <p>第9条の4 (略)</p> <p>第10条～第14条の2 省略 (特別休暇)</p> <p>第15条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。 (1) 地方公務員法第22条の3第1項の規定により臨時に任用された</p>	<p>○足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 平成10年3月31日条例第2号</p> <p>第1条～第9条の2 省略 (<u>小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限</u>)</p> <p>第9条の3 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、<u>小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限</u>に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。 (削る)</p> <p>第9条の4 略</p> <p>第10条～第14条の2 省略 (特別休暇)</p> <p>第15条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。 (1) 地方公務員法第22条の3第1項の規定により臨時に任用された</p>

改正前	改正後
<p>職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項又は女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律第3条第1項の規定により臨時に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。） 公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、<u>子の看護のための休暇</u>及び短期の介護休暇</p>	<p>職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項又は女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律第3条第1項の規定により臨時に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。） 公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、<u>子の看護等のための休暇</u>及び短期の介護休暇</p>
<p>(2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、<u>子の看護のための休暇</u>及び短期の介護休暇</p>	<p>(2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、不妊治療のための休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、<u>子の看護等のための休暇</u>及び短期の介護休暇</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(介護休暇)</p>	<p>(介護休暇)</p>
<p>第16条 任命権者は、職員がその配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、父母、子、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条第1項に規定するものを除く。以下この条において同じ。）を承認するものとする。</p>	<p>第16条 任命権者は、職員がその配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、父母、子、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の父母その他規則で定める者（第16条の3第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条第1項に規定するものを除く。以下この条において同じ。）を承認するものとする。</p>
<p>2 介護休暇に關しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。</p>	<p>2 介護休暇に關しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</u></p>
	<p>第16条の4 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の規則で定める</p>

改正前	改正後
<p>(新設)</p>	<p>事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。</p> <p>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。 <u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p>
<p>第17条～第19条 省略</p>	<p>第16条の5 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施 (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備 (3) 前2号に掲げる措置のほか、足立区規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</p> <p>第17条～第19条 省略</p> <p><u>付 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 <u>(施行前の準備)</u></p> <p>2 この条例による改正後の足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第9条の3第1項の規定による超過勤務の制限に係る請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）は、この条例の施行の日前においても行うことができる。</p>

第41号議案説明資料

令和7年2月26日

件名	足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	総務部 人事課
内容	<p>1 概要</p> <p>刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行に伴い、条例の一部を改正する。</p> <p>また、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第72条）の施行により、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（以下「再任用職員等」という。）に対し住居手当が新たに支給されることを踏まえ、支給要件を満たす再任用職員等に対し住居手当を支給するため、条例の一部を改正する。</p> <p>2 改正内容（詳細は【別紙1～2】新旧対照表のとおり）</p> <p>（1）刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正</p> <p>ア 「禁錮以上の刑」を「拘禁刑以上の刑」に改める。</p> <p>イ この条例の施行の日前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者について、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなすものとする。</p> <p>【拘禁刑創設の目的・背景】</p> <p>拘禁刑の創設は、各受刑者の特性に応じ、その改善更生及び再犯防止を図るために、より柔軟な処遇の実施（出所後の就労定着や高齢層の認知機能向上のための作業、若年層の学力向上のための教科指導、薬物依存の受刑者に向けた改善指導等）を可能とすることを目的としている。</p> <p>また、現行法上の刑罰には、刑務作業が義務付けられる「懲役」と義務付けられない「禁錮」があるが、禁錮刑の判決が下された受刑者の約8割が自ら志願して刑務作業を行っており、懲役と禁錮を区別する必要性が乏しいという背景があった。</p> <p>（2）支給要件を満たす再任用職員等に対し、住居手当を支給することに伴う改正</p> <p>ア 特定職員への適用を除外する規定から、定年前再任用短時間職員における第15条（住居手当）を削る改正を行う。</p> <p>イ 足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年足立区条例第41号）付則の適用を除外する規定から、定年引上げに係る暫定再任用職員における第15条（住居手当）を削る改正を行う。</p> <p>【参考】</p> <p>年間支給見込額 1,992,000円（対象見込人数20人×月額8,300円×12か月）</p> <p>3 施行年月日</p> <p>2の（1）は令和7年6月1日、（2）は令和7年4月1日</p>

足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区職員の給与に関する条例 昭和50年3月31日条例第13号</p> <p>第1条～第29条 省略</p> <p>第29条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者に<u>あって</u>は、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第29条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 離職した日から当該支給の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきそのものに犯罪があると思料するに<u>至つた場合であつて</u>、その者に対し期末手当を支給</p>	<p>○足立区職員の給与に関する条例 昭和50年3月31日条例第13号</p> <p>第1条～第29条 現行のとおり</p> <p>第29条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者に<u>あって</u>は、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)～(2) 現行のとおり</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第29条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 離職した日から当該支給の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきそのものに犯罪があると思料するに<u>至つた場合であつて</u>、その者に対し期末手当を支給</p>

改正前	改正後
<p>することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。</p> <p>2 省略</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者のお職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるとときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に<u>処せられなかつた場合</u></p> <p>(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合</p> <p>(3) 省略</p> <p>4 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなつたとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。</p> <p>5、6 省略</p> <p>第30条 省略 (特定職員についての適用除外)</p> <p>第31条 省略</p> <p>2 第11条から第13条まで及び第15条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には、適用しない。</p> <p>3 省略</p> <p>第32条～第34条 省略</p>	<p>することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。</p> <p>2 現行のとおり</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者のお職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるとときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に<u>処せられなかつた場合</u></p> <p>(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合</p> <p>(3) 現行のとおり</p> <p>4 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなつたとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。</p> <p>5、6 現行のとおり</p> <p>第30条 現行のとおり (特定職員についての適用除外)</p> <p>第31条 現行のとおり</p> <p>2 第11条から第13条まで_____の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には、適用しない。</p> <p>3 現行のとおり</p> <p>第32条～第34条 現行のとおり</p> <p style="text-align: center;">付 則 (施行期日)</p>

改正前	改正後
	1 この条例は、令和7年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第31条第2項の改正規定及び付則第4項の規定は、同年4月1日から施行する。 (経過措置)
	2 施行日前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、この条例による改正後の足立区職員の給与に関する条例第29条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。
	3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、特別区人事委員会の承認を得て規則で定める。 (足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)
	4 足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年足立区条例第41号）の一部を次のように改正する。 改め文省略（別紙2 新旧対照表参照）

足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

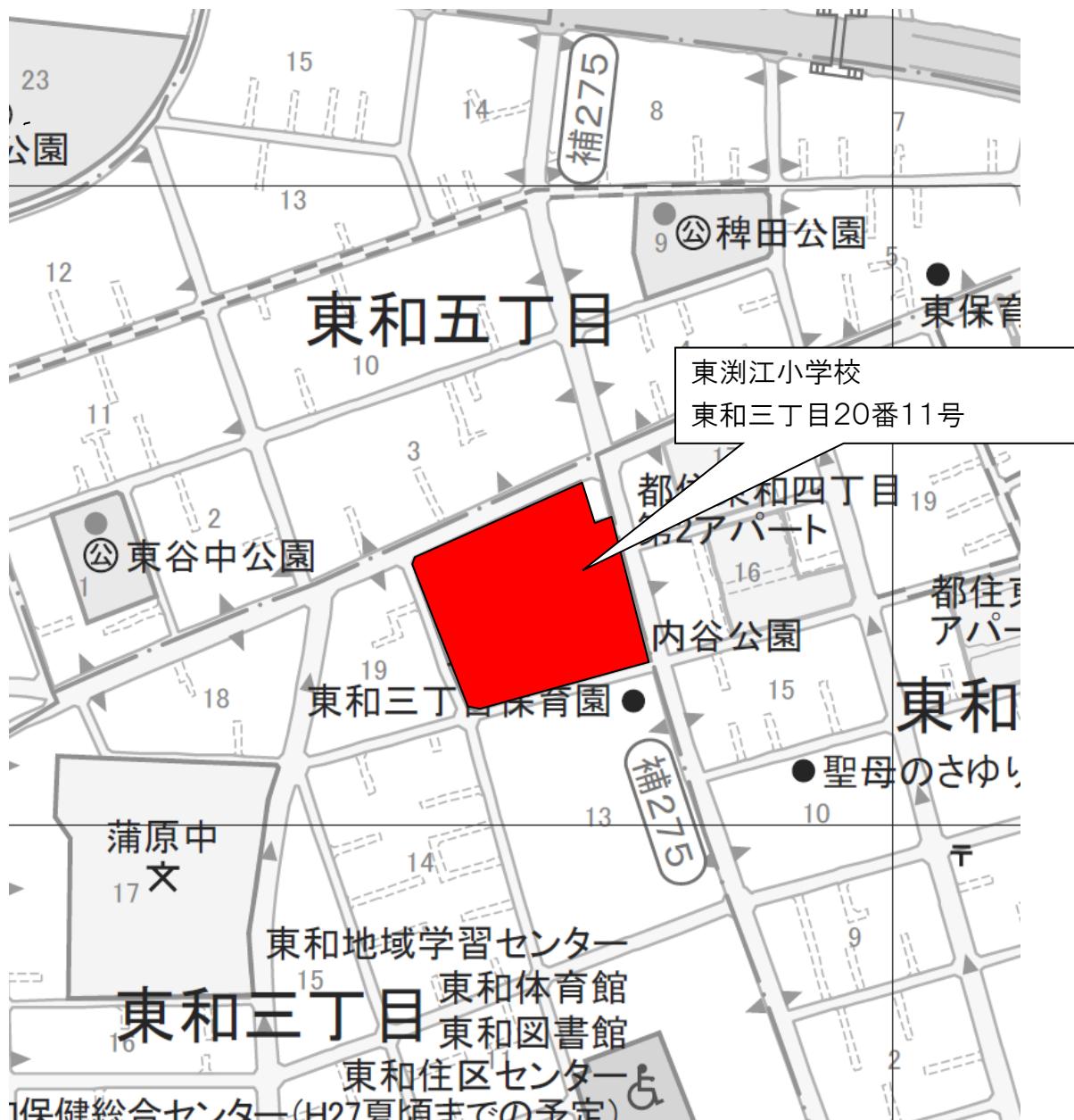
足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (令和4年足立区条例第41号)	足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (令和7年足立区条例第●●号) 付則第4項の規定による改正
<p>○足立区職員の給与に関する条例 昭和50年3月31日条例第13号 付 則（令和4年10月20日条例第41号）</p> <p>1～8 省略</p> <p>9 足立区職員の給与に関する条例第11条から第13条まで<u>及び第15条</u>の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>10～13 省略</p>	<p>○足立区職員の給与に関する条例 昭和50年3月31日条例第13号 付 則（令和4年10月20日条例第41号）</p> <p>1～8 現行のとおり</p> <p>9 足立区職員の給与に関する条例第11条から第13条まで_____の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>10～13 現行のとおり</p>

第42号議案説明資料

令和7年2月26日

件名	東渕江小学校改築電気設備工事請負契約	
所管部課名	総務部 契約課、施設営繕部 東部地区建設課 学校運営部 学校施設管理課	
内 容	1 契約の相手方	栗駒電気工事株式会社 代表取締役 佐藤 良一 東京都足立区梅島一丁目25番6号
	2 契約金額	671,000,000円(落札率84.65%)
	3 契約番号	6足総契契第010725号
	4 工期	契約締結の翌営業日から令和9年8月31日まで
	5 工事場所	足立区東和三丁目20番11号
	6 工事内容	(1) 電灯設備工事 (2) 動力設備工事 (3) 避雷設備工事 (4) 受変電設備工事 (5) 構内情報通信網設備工事 (6) 構内交換設備工事 (7) 情報表示設備工事 (8) 映像・音響設備工事 (9) 拡声設備工事 (10) 誘導支援設備工事 (11) 呼出設備工事 (12) テレビ共同受信設備工事 (13) 監視カメラ設置工事 (14) 入退出管理設備工事 (15) 火災報知設備工事 (16) 構内配電線路設備工事 (17) 構内通信線路設備工事
	7 その他の	(1) 入札・開札年月日 令和7年1月16日 (2) 入札方法 条件付一般競争入札 (3) 入札参加事業者数 7者(1建設共同企業体含む) (低入札調査基準価格未満2者、辞退3者) (4) 仮契約年月日 令和7年1月24日 (5) 予定価格 792,660,000円(事後公表)
	※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。	

東渕江小学校 案内図



第43号議案説明資料

令和7年2月26日

件名	東渕江小学校改築給排水衛生設備工事請負契約	
所管部課名	総務部 契約課、施設営繕部 東部地区建設課 学校運営部 学校施設管理課	
内 容	1 契約の相手方	水工房・拓進建設共同企業体 代表者 株式会社水工房 代表取締役 青木 大輔 東京都足立区加賀一丁目5番4号
	2 契約金額	566,500,000円(落札率84.30%)
	3 契約番号	6足総契約第010726号
	4 工期	契約締結の翌営業日から令和9年8月31日 まで
	5 工事場所	足立区東和三丁目20番11号
	6 工事内容	(1)衛生器具設備工事 校舎棟の衛生器具及びシステムトイレの設置工事等 (2)給水設備工事 校舎棟及び外構部分の給水設備機器設置、配管、弁類、保温及び付帯工事等 (3)排水設備工事 校舎棟及び外構部分の排水設備機器設置、配管、弁類、保温及び付帯工事等 (4)給湯設備工事 校舎棟の給湯設備機器設置、配管、弁類、保温及び付帯工事等 (5)消火設備工事 校舎棟及び外構部分の屋内消火栓設備設置、連絡送水設備設置、配管、弁類、保温及び付帯工事等 (6)ガス設備工事 校舎棟及び外構部分の都市ガス設備工事 (7)厨房機器設備工事 校舎棟給食場の厨房機器設備設置工事 (8)プールろ過設備工事 校舎棟屋上プールのろ過設備機器設置、配管、弁類、付帯工事等
	7 その他	(1)入札・開札年月日 令和7年1月16日 (2)入札方法 条件付一般競争入札 (3)入札参加事業者数 4建設共同企業体 (低入札調査基準価格未満1建設共同企業体、 予定価格超過1建設共同企業体) (4)仮契約年月日 令和7年1月24日 (5)予定価格 671,968,000円(事後公表)
	※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。	

第44号議案説明資料

令和7年2月26日

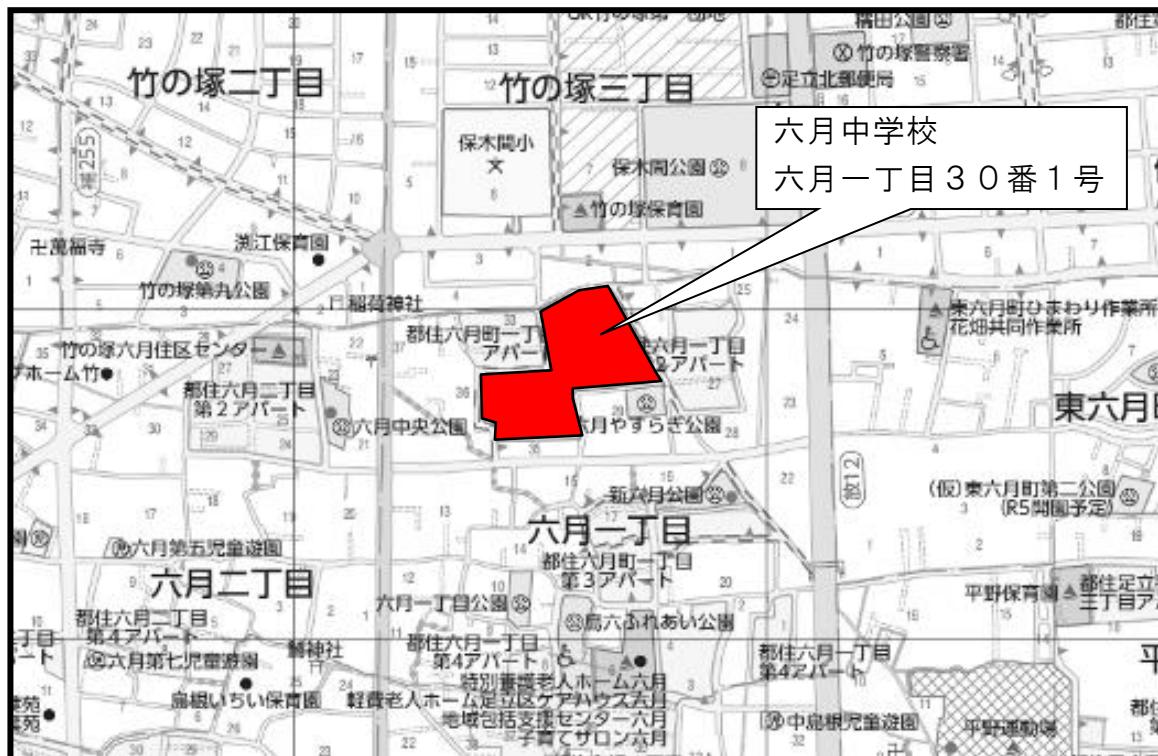
件名	東渕江小学校改築空調設備工事請負契約
所管部課名	総務部 契約課、施設営繕部 東部地区建設課 学校運営部 学校施設管理課
内 容	<p>1 契約の相手方 やんま・東京セントラル建設共同企業体 代表者 やんま株式会社 代表取締役 山崎 義彦 東京都足立区鹿浜二丁目3番7号</p> <p>2 契約金額 470,580,000円(落札率82.65%)</p> <p>3 契約番号 6足総契約第010723号</p> <p>4 工期 契約締結の翌営業日から令和9年3月11日まで</p> <p>5 工事場所 足立区東和三丁目20番11号</p> <p>6 工事内容</p> <p>(1) 空気調和設備工事 校舎棟の空気調和設備機器設置、配管、弁類、保温及び付帯工事等</p> <p>(2) 換気設備工事 校舎棟の換気設備機器設置、ダクト、制気口類、保温及び付帯工事等</p> <p>(3) 自動制御設備工事 校舎棟に設置する機器類リモコン取り付け、電線管、電線及び付帯工事等</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 入札・開札年月日 令和7年1月17日</p> <p>(2) 入札方法 条件付一般競争入札</p> <p>(3) 入札参加事業者数 7者(2建設共同企業体含む) (低入札調査基準価格未満3者(2建設共同企業体含む)、予定価格超過1者、辞退1者、不参1者、無効1者)</p> <p>(4) 仮契約年月日 令和7年1月27日</p> <p>(5) 予定価格 569,360,000円(事後公表)</p> <p>※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。</p>

第45号議案説明資料

令和7年2月26日

件名	六月中学校全体保全計画にかかる内装改修その他工事（二期）請負契約
所管部課名	総務部 契約課、施設営繕部 西部地区建設課 学校運営部 学校施設管理課
内 容	<p>1 契約の相手方 株式会社竹内工務店 代表取締役 竹内 章博 東京都足立区梅田六丁目13番3号</p> <p>2 契約金額 251,900,000円(落札率98.51%)</p> <p>3 契約番号 6足総契約第010731号</p> <p>4 工期 契約締結の翌営業日から令和8年1月16日まで</p> <p>5 工事場所 足立区六月一丁目30番1号</p> <p>6 工事内容</p> <p>(1) 校舎内装改修工事(南側) (2) 多目的ホール防火シャッター改修工事 (3) 体育館内装改修工事 (4) プール函体改修工事</p> <p>7 その他の</p> <p>(1) 入札・開札年月日 令和7年2月5日</p> <p>(2) 入札方法 条件付一般競争入札(総合評価方式)</p> <p>(3) 入札参加事業者数 5者</p> <p>ア 初度入札 5者(予定価格超過2者、辞退3者) イ 再度入札 2者(不参1者)</p> <p>※ 初度入札では、2者から札入れがありましたが、2者ともに予定価格を超過した札入れでした。 そのため、再入札を行ったところ、1者のみ札入れがあり予定価格内で落札しています。</p> <p>(4) 仮契約年月日 令和7年2月13日</p> <p>(5) 予定価格 255,706,000円(事後公表)</p> <p>※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。</p>

六月中学校 案内図



第46号議案説明資料

令和7年2月26日

件名	(仮称)第三上沼田保育園新築工事請負契約
所管部課名	総務部 契約課、施設営繕部 西部地区建設課 子ども家庭部 保育・入園課
内 容	<p>1 契約の相手方 小倉建設株式会社 代表取締役 小倉 靖子 東京都足立区保木間二丁目6番20号</p> <p>2 契約金額 823,790,000円(落札率89.94%)</p> <p>3 契約番号 6足総契契第010732号</p> <p>4 工期 契約締結の翌営業日から令和9年1月29日まで</p> <p>5 工事場所 足立区江北七丁目12番</p> <p>6 工事内容</p> <p>(1)園舎新築工事 (2)昇降機設備工事 (3)外構工事 (4)上記に付帯する工事</p> <p>7 その他の</p> <p>(1)入札・開札年月日 令和7年2月4日</p> <p>(2)入札方法 条件付一般競争入札</p> <p>(3)入札参加事業者数 6者 (低入札調査基準価格未満1者、 予定価格超過3者、辞退1者、無効1者)</p> <p>※ 当該開札結果は、4者から札入れがあり、そのうち3者が予定価格を超過、予定価格以下で札入れした1者が落札しました。</p> <p>(4)仮契約年月日 令和7年2月13日</p> <p>(5)予定価格 915,860,000円(事後公表)</p> <p>※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。</p>

第三上沼田保育園 案内図



第47号議案説明資料

令和7年2月26日

件 名	指導書の購入について	
所管部課名	<u>総務部 契約課、学校運営部 学校支援課</u>	
内 容	1 契約の相手方	東京都東部教科書供給株式会社 代表取締役社長 知久 明彦 東京都葛飾区新小岩二丁目20番1号
	2 契 約 金 額	96,143,850円
	3 契 約 方 法	特命随意契約
	4 契 約 番 号	6足総契契第022864号
	5 納 期 限	令和7年4月30日
	6 納 入 場 所	第一中学校（足立区千住河原町4番7号） 外36か所
	7 契 約 内 容	中学校教師用指導書を購入する。
	(1) 中学校国語 学習指導書 総説編	37セット
	(2) 中学校国語 学習指導書	117セット
	(3) 中学校国語 教師用指導書（朱書）	279冊
	(4) 中学校国語 授業に役立つワークシート集	111冊
	(5) 中学書写 学習指導書 一・二・三年	39セット
	(6) 中学校 書写指導の方法	40冊
	(7) 社会科 中学生の地理 指導書 指導者用デジタル教科書付	36セット
	(8) 社会科 中学生の地理 世界の姿と日本の国土 指導書 書籍単体版	2セット
	(9) 新編 新しい社会 歴史 教師用指導書セット 指導者用デジタル教科書付	36セット
	(10) 新編 新しい社会 歴史 教師用指導書 (デジタルを除いたセット)	2セット
	(11) 新編 新しい社会 歴史 教師用指導書 指導編（朱書）	40冊
	(12) 中学社会 公民的分野 教師用指導書 指導者用デジタル教科書（教材）同梱版	36セット
	(13) 中学社会 公民的分野 教師用指導書 (デジタルを除いたセット)	2セット
	(14) 中学校社会科地図 指導書 指導者用デジタル教科書付	36セット
	(15) 中学校社会科地図 指導書 書籍単体版	2セット
	(16) 新編 新しい数学 教師用指導書セット 指導者用デジタル教科書（教材）付	108セット

(17) 新編 新しい数学 教師用指導書 (デジタルを除いたセット)	9 セット
(18) 新編 新しい数学 教師用指導書 指導編(朱書)	273 冊
(19) 新編 新しい科学 教師用指導書セット 指導者用デジタル教科書(教材)付	108 セット
(20) 新編 新しい科学 教師用指導書 (デジタルを除いたセット)	6 セット
(21) 新編 新しい科学 教師用指導書 指導編(朱書)	156 冊
(22) 中学生の音楽 指導書《フルセット》	108 セット
(23) 中学生の音楽 指導書《ブックセット》	3 セット
(24) 中学生の音楽 指導書 実践編	3 冊
(25) 中学生の音楽 指導書 指導用CD	3 セット
(26) 中学生の音楽 指導書 合唱練習用CD	3 セット
(27) 中学生の音楽 指導書 鑑賞用CD	3 セット
(28) 中学生の音楽 指導書 授業支援DVD	3 枚
(29) 中学生の器楽 指導書 《フルセット》	36 セット
(30) 中学生の器楽 指導書 《ブックセット》	1 セット
(31) 中学生の器楽 指導書 実践編	1 セット
(32) 中学生の器楽 指導書 指導用CD	1 セット
(33) 中学生の器楽 指導書 授業支援DVD	1 枚
(34) 中学校美術 学習指導書	74 セット
(35) 新・中学保健体育の研究／セット	37 セット
(36) 新・中学保健体育の研究／朱書き編	42 冊
(37) 新編 新しい技術・家庭 技術分野 教師用指導書 セット	37 セット
(38) 新編 新しい技術・家庭 家庭分野 教師用指導書 セット	37 セット
(39) 新編 新しい技術・家庭 家庭分野 教師用指導書 指導編(朱書)	1 冊
(40) Here We Go! ENGLISH COURSE Teacher's Manual(指導書セット)	129 セット
(41) Here We Go! ENGLISH COURSE Teacher's Book(朱書き編)	252 冊
(42) NEW HORIZON English Course Teacher's Manual 特別セット 指導者用デジタル教科書(教材)付	72 セット
(43) NEW HORIZON English Course Teacher's Manual (デジタルを除いたセット)	14 セット
(44) NEW HORIZON English Course Teacher's Book(朱書き)	168 冊
(45) 新版 中学生の道徳 明日への扉 教師用指導書セット	111 セット
(46) 新版 中学生の道徳 明日への扉 教師用指導書 指導編(朱書き)	290 冊

8 そ の 他

- (1) 仮契約年月日 令和7年1月30日
(2) 見積提出日 令和7年1月30日
(3) 見積参加事業者 1者
(4) 予定価格 96, 143, 850円（事後公表）

※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。

第48号議案説明資料

令和7年2月26日

件名	熱中症対策用テント一式の購入について	
所管部課名	総務部 契約課、学校運営部 学校支援課	
	<p>1 契約の相手方 有限会社太陽堂 代表取締役 阿部 幸広 東京都足立区興野一丁目11番8号</p> <p>2 契約金額 126,167,910円 (落札率99.57%)</p> <p>3 契約方法 指名競争入札</p> <p>4 契約番号 6足総契契第022897号</p> <p>5 納期限 令和7年12月19日</p> <p>6 納入場所 千寿小学校外88校</p> <p>7 契約内容 熱中症対策用テント一式の購入 (1) 各種テント 663張 (2) テントウェイト・杭等設置用物品 3,203個</p> <p>8 その他 (1) 仮契約年月日 令和7年2月12日 (2) 入札日・開札日 令和7年2月4日 (3) 指名業者 10者 (予定価格超過4者、辞退3者、不参加2者) (4) 予定価格 126,719,000円 (事後公表)</p> <p>※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。</p>	
内容		

第49号議案説明資料

令和7年2月26日

件名	災害用備蓄包括管理事業について
所管部課名	総務部 契約課、危機管理部 災害対策課
内 容	<p>1 契約の相手方 災害用備蓄包括管理事業共同企業体 代表企業 佐川急便株式会社 代表取締役社長 本村 正秀 京都府京都市南区上鳥羽角田町68番地</p> <p>2 契約金額 366,893,838円</p> <p>3 契約方法 特命随意契約</p> <p>4 契約番号 6足総契契第022912号</p> <p>5 履行期限 令和8年3月31日</p> <p>6 履行場所 災害対策課指定場所</p> <p>7 契約内容 備蓄物資等の購入及び立ち合い、備蓄物資輸送、区内災害備蓄倉庫などの管理業務の実施を一体化し、同一事業者が業務を一貫して行う体制を整備する包括管理を行い、平時・有事問わず、対象業務にかかる確実性と迅速性を追求し、実施水準向上、業務効率化を図る。</p> <p>(1) 物品購入業務 (2) 備蓄物資受領・輸送業務、物資運搬業務 (3) 備蓄倉庫等施設管理業務（棚卸し、倉庫清掃および樹木剪定含む） (4) システム管理、台帳管理業務</p> <p>8 その他 (1) 仮契約年月日 令和7年2月3日 (2) 見積書提出日 令和7年2月3日 (3) 見積参加事業者 1者（特命随意契約） (4) 予定価格 366,893,838円（事後公表）</p> <p>※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。</p>